

○役員報酬規程

(平成15年10月1日規程第55号)

改正	平成15年11月18日規程第132号	平成17年11月24日規程第61号
	平成18年4月18日規程第41号	平成20年3月31日規程第30号
	平成21年6月11日規程第23号	平成21年11月26日規程第58号
	平成22年11月25日規程第68号	平成24年3月22日規程第24号
	平成25年3月28日規程第25号	平成26年3月13日規程第23号
	平成26年12月25日規程第93号	平成27年4月8日規程第49号
	平成28年2月12日規程第5号	平成28年2月25日規程第22号
	平成29年3月30日規程第28号	令和6年2月15日規程第127号

(総則)

第1条 国立研究開発法人理化学研究所(以下「研究所」という。)の役員の報酬は、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第2条 常時勤務を要する役員(以下「常勤役員」という。)の報酬は、本給、地域手当、期末特別手当及び通勤手当とする。

2 常勤役員以外の役員(以下「非常勤役員」という。)の報酬は、非常勤役員手当及び通勤手当とする。

(本給)

第3条 常勤役員の本給は、月額とし、別表1に掲げるとおりとする。

2 常勤役員の号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事長が決定する。

- (1) 理事長 6号俸以上
- (2) 理事 6号俸以下
- (3) 監事 4号俸以下

(非常勤役員手当)

第4条 非常勤役員手当の月額は、第3条第2項に定める号俸を基に算出した額を上限に、当該役員の勤務形態等を考慮して理事長が決定する。

(地域手当)

第5条 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第11条の3の規定に準じて常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額は、別表2に定める地区に在勤する常勤役員にあっては、本給に別表2に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第6条 常勤役員及び非常勤役員の報酬(期末特別手当を除く。)の支給定日は、毎月20日(その日が休日にあたる時は、休日でないその前日)とする。ただし、第7条に規定する期末特別手当を支給する月にあっては、そのつど別に定める日とすることができる。

2 役員の報酬は、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接、又は役員が指定する預金又は貯金の口座への振込みにより支払う。

(報酬の日割計算)

第7条 月の中途において、あらたに役員に任命され、又は役員が退職し、若しくは解任されたときの当月分の報酬(期末特別手当及び通勤手当を除く。)の額は、常勤役員及び非常勤役員については、それぞれ第3条及び第5条に規定する額を、当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が常勤役員となった日からその末日にいたるまでの日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額とする。

2 常勤役員及び非常勤役員が死亡したときは、死亡の当月分の報酬は、その全額を支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月及び12月の理事長が定める日(以下「支給日」という。)に、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員及び支給日の属する月の前月1日から基準日の前日までに退職、解任又は死亡した常勤役員に支給する。ただし、常勤役員が独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第23条第2項の規定により解任されたとき(同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。)は支給しない。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職、解任又は死亡した役員にあっては、退職、解任又は死亡した日現在)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額並びに本給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、次の各号に定める割合の合計を乗じて得た額を基礎として、その者の在職期間等を勘案して理事長が定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 一般職給与法第19条の4第2項において、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

(2) 一般職給与法第19条の7第2項第1号ロにおいて、指定職俸給表の適用を受けるとする職員の勤勉手当基礎額に乘じる割合として定められる割合

3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学大臣による業務の実績の評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

4 期末特別手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

5 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて退職し、引き続き役員となった場合は、国家公務員として在職した期間は役員として在職した期間とみなす。

6 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて、期末特別手当の基準日前に研究所を退職し、かつ、引き続き国家公務員となった場合における期末特別手当は、第1項の規定にかかわらず支給しない。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、定年制職員給与規程(平成15年規程第56号。以下「職員給与規程」という。)第25条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員及び非常勤役員に支給する。

2 常勤役員に対する通勤手当の月額は、職員給与規程第25条第2項及び第3項に規定する額とする。

3 非常勤役員に対する通勤手当の月額は、住居から勤務地までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとし、次の算式による。

通勤手当=利用する交通機関の往復運賃等(その額が2,750円を超えるときは、2,750円とする。)×週所定労働日数×4

ただし、特段の事情があり研究所がこれを適当と認めた場合には、別途実費を支給することができる。

4 前三項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の例に準じて別に定める。

(端数の取扱)

第10条 この規程による報酬の計算において、円未満の端数を生じたときは、これを1円に切上げる。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 独立行政法人理化学研究所法附則第2条第1項の規定による理化学研究所(以下「旧研究所」という。)の解散に伴い旧研究所の役員を退職し、引き続き研究所の役員に任命された者の第7条第2項に規定する在職期間にはその者の旧研究所としての在職期間を含むものとする。

附 則(平成15年11月18日規程第132号)

- 1 この規程は、平成15年12月1日から施行する。
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則(平成17年11月24日規程第61号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給、特別調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成17年7月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則(平成18年4月18日規程第41号)

- 1 この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日より適用する。
(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 平成18年4月1日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き研究所の役員に任命されている者で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、平成20年3月31日(任期の定めのある役員にあっては、同日又は任期に係る期間の末日のいずれか早い日)までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給月額として支給する。
- 3 前項の適用を受ける役員に関する第4条第2項及び第7条第2項における本給は、本給月額と前項の規定による差額との合計額とする。
(地域手当の導入に伴う経過措置)
- 4 地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間、第4条第2項別表にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前二項の適用を受ける役員に関する支給割合は100分の10とする。
 - (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の11
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の12
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の13
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の14

附 則(平成20年3月31日規程第30号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 2 施行日の前日から引き続き第3条の適用を受ける役員の本給は、平成20年9月30日までの間、改正後の第3条の規定に関わらず従前のおりとする。
(本給に係る権衡措置)
- 3 施行日以降新たに第3条の適用を受けることとなった役員の本給は、平成20年9月30日までの間、前項の規定による本給を支給される役員との権衡を考慮し、改正前の第3条の規定による本給を支給する。
(地域手当の導入に伴う経過措置)
- 4 地域手当の支給割合は、別表2に関わらず、当分の間100分の12とする。

附 則(平成21年6月11日規程第23号)

- 1 この規程は、平成21年6月11日から施行し、平成21年6月1日から適用する。
(平成21年6月期期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第7条第2項の規定の適用については、第7条第2項第1号は100分の70、同条同項第2号は100分の75とする。

附 則(平成21年11月26日規程第58号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(平成21年12月期期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在

職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則(平成22年11月25日規程第68号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月期期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則(平成24年3月22日規程第24号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(平成24年6月期期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、第7条第2項の規定にかかわらず、この規程による改正後の役員報酬規程により算定される期末特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - (1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年4月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき本給及び地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数(平成23年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成23年6月及び同年12月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
(役員報酬に係る臨時特例措置)
- 3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、この規程に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給 当該役員の本給に100分の9.77を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該役員の地域手当に100分の9.77を乗じて得た額
 - (3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当に100分の9.77を乗じて得た額

附 則(平成25年3月28日規程第25号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月13日規程第23号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日規程第30号附則第4項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則(平成26年12月25日規程第93号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月8日規程第49号)

- 1 この規程は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 地域手当の支給割合は、別表2にかかわらず、当分の間100分の15とする。

附 則(平成28年2月12日規程第5号)

- 1 この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日からこの規程の施行日前日までの間に支払われた給与及び期末手当は、改正後の規程の定めによる給与及び期末手当の内払いとみなす。
- 3 その他改正後の規程の定めに基づく給与及び期末手当の支給に係る必要な事項は、別に定める基準に基づき理事長が定める日に支給する。

附 則(平成28年2月25日規程第22号)

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第28号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年2月15日規程第127号)

この規程は、令和6年2月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

号俸	本給月額
1	691,000円
2	708,000円
3	763,000円
4	820,000円
5	898,000円
6	968,000円
7	1,038,000円
8	1,110,000円
9	1,178,000円

別表2(第4条関係)

地区	支給割合
和光地区	100分の16